

新旧対照表（高知県木質資源利用促進事業事務取扱要領）

新	旧
<p>第1～第4 （略）</p>	<p>第1～第4 （略）</p>
<p>第5 補助事業者及び県の事業実施上の指導監督と検査</p> <p>1 （略）</p> <p>2 検査</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 手戻り工事の負担額</p> <p>工事の完成前（施行中）に、一度実施した工事が天災その他の不可抗力により被災し、再度工事を実施する時の、その被害額のうち事業主体の負担となる額については、「林道施設災害復旧事業取扱要領（昭和34年7月30日付け34林野指第5683号林野庁長官通達）」<u>5</u>の（3）に準ずるものとする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第5 補助事業者及び県の事業実施上の指導監督と検査</p> <p>1 （略）</p> <p>2 検査</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 手戻り工事の負担額</p> <p>工事の完成前（施行中）に、一度実施した工事が天災その他の不可抗力により被災し、再度工事を実施する時の、その被害額のうち事業主体の負担となる額については、「林道施設災害復旧事業取扱要領（昭和34年7月30日付け34林野指第5683号林野庁長官通達）」<u>6</u>の（4）に準ずるものとする。</p> <p>3 （略）</p>
<p>第6 利用効果</p> <p>1 達成状況調査報告</p> <p>補助事業者の長は、事業完了後において次により当該計画の達成状況を調査し、その結果を所長に報告するものとし、報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度に、次の定期報告については、7月末日（合板・製材・集成材国際競争力強化・<b>花粉削減総合</b>対策交付金を活用した事業にあっては5月末日）までに、次の費用対効果分析については、9月末日までに知事に報告するものとする。</p> <p>（1） 定期報告</p> <p>① 補助事業者の長は、事業を実施した年度から目標年度（事業実施年度の翌年度から起算して5年目、ただし、森林整備加速化・林業再生事業及び合板・製材・集成材国際競争力強化・<b>花粉削減総合</b>対策交付金を活用した事業にあっては3年目）までの全ての年度において計画の達成状況を調査し、各調査年度の翌年度の7月末日（合板・製材・集成材国際競争力強化・<b>花粉削減総合</b>対策交付金を活用した事業にあっては5月末日）までに別記第11号様式による達成状況調査報告書により、その結果を所長に報告するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 施設等の利用や経営の改善</p> <p>（1） 事業主体の利用効果の達成</p> <p>事業主体の長は、整備した施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を分析し、利用促進の強化を図るものとする。また、計画達成が不十分な場合や事業目的からの逸脱等がある場合は、事業主体は利用改善のための措置をとらなければならない。</p> <p>なお、目標値の達成状況が低調である場合とは、次の①又は②のいずれか（合板・製材・集成材国際競争力強化・<b>花粉削減総合</b>対策交付金を活用した事業にあっては②）に該当する場合とする。</p> <p>①～② （略）</p> <p>（2） （略）</p>	<p>第6 利用効果</p> <p>1 達成状況調査報告</p> <p>補助事業者の長は、事業完了後において次により当該計画の達成状況を調査し、その結果を所長に報告するものとし、報告を受けた所長は、所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度に、次の定期報告については、7月末日（合板・製材・集成材国際競争力強化・<b>輸出促進</b>対策交付金を活用した事業にあっては5月末日）までに、次の費用対効果分析については、9月末日までに知事に報告するものとする。</p> <p>（1） 定期報告</p> <p>① 補助事業者の長は、事業を実施した年度から目標年度（事業実施年度の翌年度から起算して5年目、ただし、森林整備加速化・林業再生事業及び合板・製材・集成材国際競争力強化・<b>輸出促進</b>対策交付金を活用した事業にあっては3年目）までの全ての年度において計画の達成状況を調査し、各調査年度の翌年度の7月末日（合板・製材・集成材国際競争力強化・<b>輸出促進</b>対策交付金を活用した事業にあっては5月末日）までに別記第11号様式による達成状況調査報告書により、その結果を所長に報告するものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 施設等の利用や経営の改善</p> <p>（1） 事業主体の利用効果の達成</p> <p>事業主体の長は、整備した施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を分析し、利用促進の強化を図るものとする。また、計画達成が不十分な場合や事業目的からの逸脱等がある場合は、事業主体は利用改善のための措置をとらなければならない。</p> <p>なお、目標値の達成状況が低調である場合とは、次の①又は②のいずれか（合板・製材・集成材国際競争力強化・<b>輸出促進</b>対策交付金を活用した事業にあっては②）に該当する場合とする。</p> <p>①～② （略）</p> <p>（2） （略）</p>

新	旧
<p>(3) 補助事業者及び県の経営管理指導 補助事業者及び県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 補助事業者は、改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間(合板・製材・集成材国際競争力強化・<u>花粉削減総合</u>対策交付金を活用した事業にあっては3年間)、別記第12号様式に加え別紙を作成のうえ、所長へ報告するものとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年5月13日から施行する。</u></p>	<p>(3) 補助事業者及び県の経営管理指導 補助事業者及び県は、事業主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経営指導及び助言等を行うものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 補助事業者は、改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間(合板・製材・集成材国際競争力強化・<u>輸出促進</u>対策交付金を活用した事業にあっては3年間)、別記第12号様式に加え別紙を作成のうえ、所長へ報告するものとする。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>